平成２８年（フ）第７０５号
千葉県船橋市大穴北４―15―22、住民票上の住所千葉県山武郡横芝光町鳥喰下2464番地11
債務者　早川　翔太
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５２号
千葉県船橋市本中山６丁目10番14―101号
債務者　江嵜　心平
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６４号
千葉県市川市相之川３丁目10番24号　（メゾンハセガワ202号）
債務者　雨宮　弥生
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８１号
千葉市中央区星久喜町1080番地５　ガーデンコート星久喜202号
債務者　神谷　　龍
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８２号
千葉県船橋市前原東４丁目５番８号　フォレント２番館105号
債務者　大貫　春江
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４号
長野県松本市寿北７丁目１番18号　レオパレス寿105号室
債務者　豊澤　成樹
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４７号
兵庫県伊丹市西台２丁目４番17―403号
債務者　貴志　和哉
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
兵庫県伊丹市森本２丁目182番地　ミナスティリス306号、前住所兵庫県伊丹市荒牧６丁目18番26―601号
債務者　浅井　一彦
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目１番地　社宅１―201号
債務者　川本　美穂（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１８号
兵庫県加古川市尾上町養田1498番地の３、従前の住所兵庫県加古川市尾上町長田517番地の31
債務者　吉村　裕之
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５７号
大阪府堺市東区丈六149番地　アーバンヴィラ登美丘303号
債務者　杉原　舞子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９７号
奈良県天理市勾田町123番地４
債務者　弓野はるみ（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９号
奈良市佐紀町3260番地の３
債務者　安部　正示（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２４号
奈良県奈良市雑司町49番地の１　オータムハイツ102号
債務者　中元　麻紀
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２５号
奈良市肘塚町230番地
債務者　松森　正文
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４８３号
広島県安芸郡坂町9063番地２
債務者　橋本　鉄弥
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９９号
広島市安佐南区西原１丁目５番９―306号
債務者　谷口　賢司
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部